第２章　和光市の国際化の現状・課題と目標

１　国際化の現状と課題

⑴　外国籍市民[5]数の推移

和光市における外国籍市民数は、令和２年４月１日現在２，６２２人で、１０年前（平成２２年４月１日現在１，７５９人）と比べると、約１．５倍に増加しました。市民の総人口における外国籍市民数の比率は、令和２年４月１日現在約３．１％で、緩やかではありますが、１０年前（平成２２年４月１日現在約２．３％）から増加していることが分かります（図１、表１参照）。

図1　和光市の外国籍市民数及び人口構成比の推移
（平成23年～令和2年）

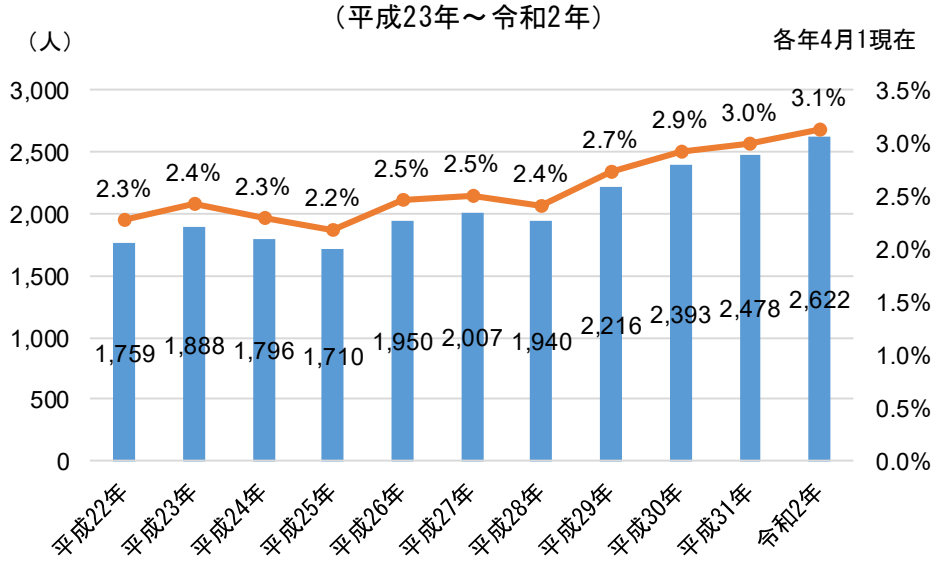

表１　市民人口の推移　　各年4月1日現在

年月日	総人口（人）	外国籍市民人口（人）	外国籍市民人国の対人口比（%）
H22（2010）	77,401	1,759	2.27
H23（2011）	77,890	1,888	2.42
H24（2012）	78,277	1,796	2.29
H25（2013）	78,260	1,710	2.19
H26（2014）	79,338	1,950	2.46
H27（2015）	80,089	2,007	2.51
H28（2016）	80,546	1,940	2.41
H29（2017）	81,151	2,216	2.73
H30（2018）	81,827	2,393	2.92
H31（2019）	82,876	2,478	2.99
R2　（2020）	83,821	2,622	3.13

（資料：戸籍住民課）

[5] 外国籍市民
和光市に住民登録のある外国籍の人のことであり、本計画においては、外国籍である市民として特筆すべき場合に用いることとする。平成２４年７月９日、外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳に登録されることになった。住民登録の対象者は、出入国管理及び難民認定法に基づく中長期在留者、入管特例法に基づく特別永住者等である。

また、外国籍市民世帯数は令和２年４月１日現在２，００１世帯で、１０年前（平成２２年４月１日現在１，３３３世帯）と比べ、約１．５倍の増加となっています（**図２**参照）。

この図から、外国籍市民のみで構成する単独世帯の数は、日本人と外国籍市民とで構成する混合世帯の数の３倍以上であることが分かります。単独世帯の外国籍市民は、日本人家族のサポートが得られる混合世帯の外国籍市民に比べて、日常生活を送る上で困った場合に相談できる人が身近にいない場合が多いと考えられます。

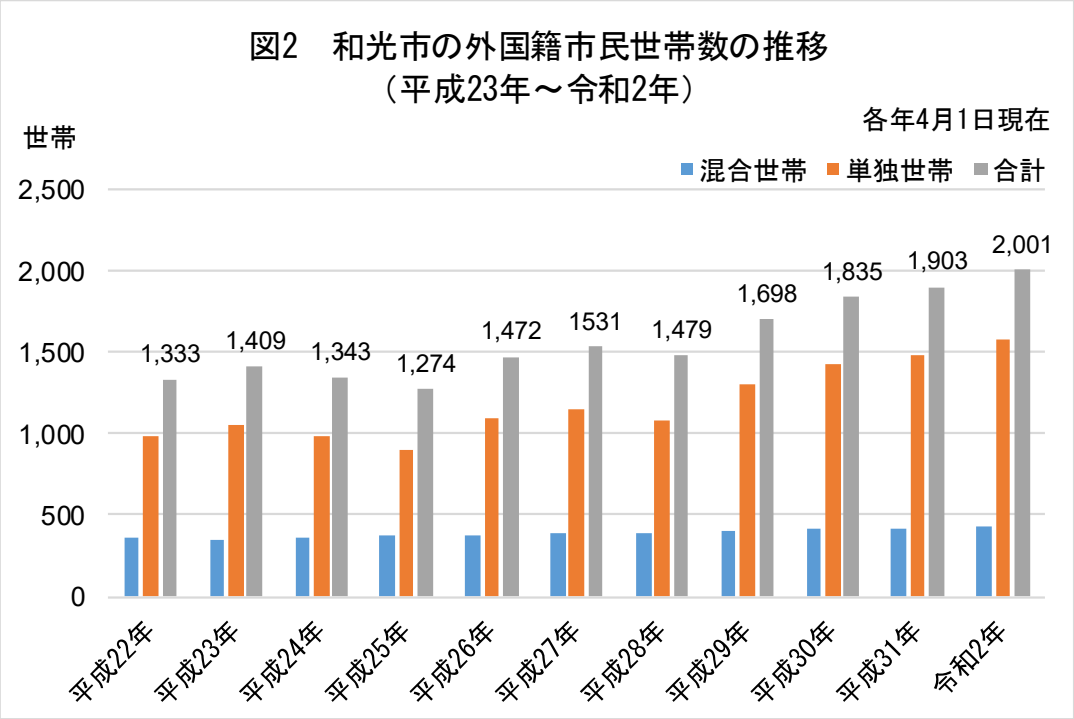

（資料：戸籍住民課）

法務省司法法制部の統計によると、令和元年６月３０日現在、埼玉県には１８９，０４３人の外国籍住民が暮らしており、和光市は、県内の６３市町村中２２番目に外国籍住民数の多い自治体です。しかし、市町村の総人口における比率では、和光市は７番目に外国籍住民数の割合が高い自治体であることが分かります（表２、３参照）。

表２　県内市町村別外国籍住民の状況①（令和元年6月30日現在）

順位	市町村名	外国籍住民数（人）
1	川口市	37,855
2	さいたま市	26,520
3	川越市	8,785
4	戸田市	7,664
5	草加市	7,311
6	蕨市	7,162
7	越谷市	6,919
8	所沢市	6,082
9	三郷市	4,501
10	朝霞市	4,049
省略		
22	**和光市**	**2,660**
省略		
63	東秩父村	10
―	合計	189,043

（資料：法務省）

表３　県内市町村別外国籍住民の状況②

順位	市町村名	割合（%）	外国籍住民数（人） （令和元年 6 月 30 日現在）	推計人口（人） （令和元年 7 月 1 日現在）
1	蕨市	9.5	7,162	75,036
2	川口市	6.4	37,855	591,874
3	戸田市	5.4	7,664	141,550
4	八潮市	4.1	3,754	92,337
5	上里町	4.0	1,216	30,212
6	三郷市	3.2	4,501	141,389
7	**和光市**	**3.2**	**2,660**	**83,619**
8	本庄市	3.1	2,413	76,972
9	嵐山町	3.1	556	18,108
10	羽生市	3.0	1,640	54,025

※埼玉県の全人口に占める外国籍住民数の割合は約2.6%（令和元年7月1日現在）である。

（資料：埼玉県国際課，法務省）

⑵　外国籍市民の特徴

令和２年３月３１日現在、外国籍市民の出身国は６９か国に及びます。国籍別では中国（１，１３１人、全体の４３．１%）が最も多く、次いで韓国及び朝鮮（２８３人、１０．８%)、ベトナム（２６０人、９．９%)、フィリピン（１５１人、５．８%)、ネパール（１００人、３．８%）の順となっています(**図３**参照)。全体の８０%以上がアジア地域の出身であることが分かります。

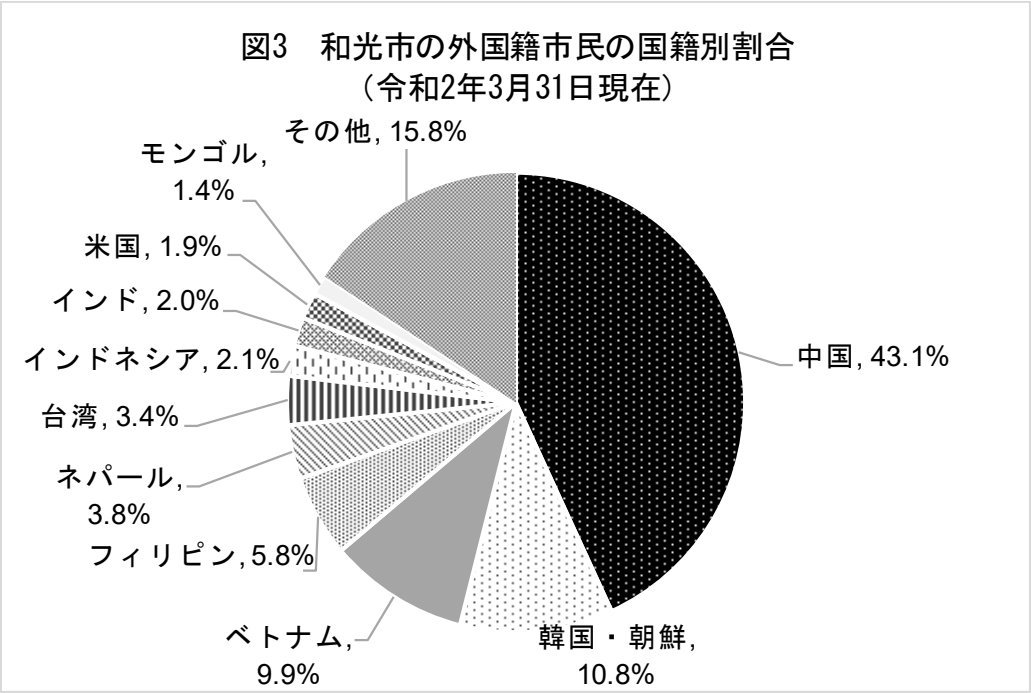

（資料：戸籍住民課）

外国籍市民の出身国が多岐に渡っている大きな理由の一つに、文部科学省所管の研究機関である国立研究開発法人理化学研究所[6]や、本田技研工業株式会社などの世界的な企業が所在することが挙げられます。仕事や研究活動などのために日本に滞在する期間はそれぞれ異なりますが、和光市には世界各国から多くの外国人が来て、市民となって生活しています。（図３参照）

令和元年度（平成３１年度）の和光市の住民基本台帳事務の統計によると、市民となる外国人の転入及び出生は年間９８７件（転入９６２件、出生２５件）であり、市民ではなくなる転出及び死亡は年間８１４件（転出８１３件、死亡１件）です。令和２年３月３１日現在の外国籍市民数が２，６２２人であることから、増加人口は外国籍市民数の約３８%、減少人口は約３１%の人数であることが分かります。住民基本台帳人口（日本人）における人口動態では、増加人口及び減少人口の割合が約１０%[7]であることから、外国籍市民の転出入人口の割合が非常に高いことが特徴として挙げられます。

---

[6] 国立研究開発法人理化学研究所
日本で唯一の自然科学の総合研究所として、科学技術の水準の向上を図ることを目的とし、物理学、工学、化学、生物学、医科学などにおよぶ広い分野で研究を進めている。本所及び和光研究所が和光市広沢にあり、そこでは多数の外国の研究者等を受け入れている。

[7] 令和元年度（平成３１年度）の転入・出生は8,187 人、転出・死亡は7,408 人であることから、令和２年3月３１日現在の住民基本台帳人口（81,199 人）における増加人口の割合は9.9パーセント、減少人口の割合は9.1 パーセントとなる。

外国籍市民の在留資格別では、令和２年３月３１日現在「永住者」が６１４人（全体の２３．４%)、次いで「留学」が４０８人（１５．６%)、「技術・人文知識・国際業務」が３７８人（１４．４%)、「家族滞在」が３１３人（１１．９%)、「研究」が１７５人（６．７%）の順となっています（図４参照)。

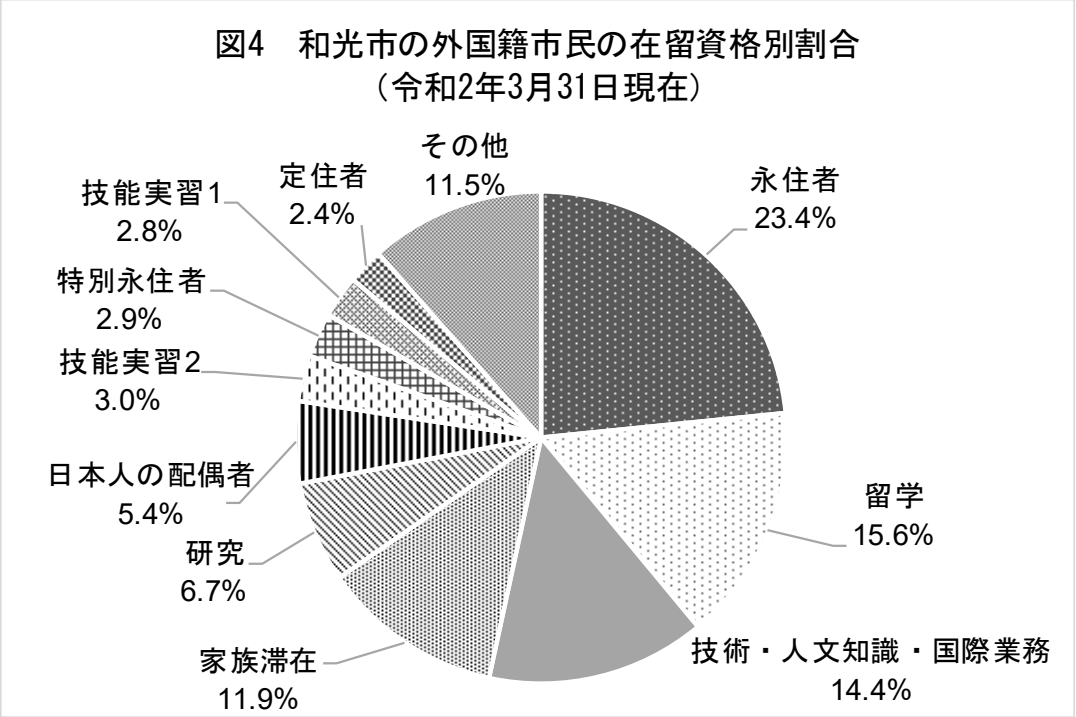

（資料：戸籍住民課）

和光市は、東京都に隣接する住宅都市として順調に発展し、現在、首都圏有数の交通の要衝となっていますが、通勤・通学などの面で都心にアクセスしやすいということが、外国人にとっても大きな魅力の一つであり、「永住者」や「留学」の在留資格を有する外国籍市民が多い理由の一つだと考えられます。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、近年の日本企業の国際化やIT技術の普及などに伴い、全国的に増加傾向にあります。

また、国際結婚や日本人と外国人が家族になることも珍しくなくなり、混合世帯の数も一定の割合を維持していますが（前掲図２参照）、外国人は日本での滞在が長期化すると母国の家族を日本に呼ぶ傾向にあることから、「家族滞在」の資格で短期間滞在する外国人も多く見られます。

外国籍市民の年齢別割合を見ると、令和２年３月３１日現在、２０～２９歳（８９４人、全体の３４．１%）が最も多く、次いで３０～３９歳（７９９人、３０．５%)、４０～４９歳（３０１人、１１．５%)、５０～５９歳（２２２人、８．５%）の順となっています。この図から、２０～５０代の外国籍市民が全体の８４．６%を占めていることが分かります（**図５**参照)。

図5　和光市の外国籍市民の年齢別割合
（令和2年3月31日現在）

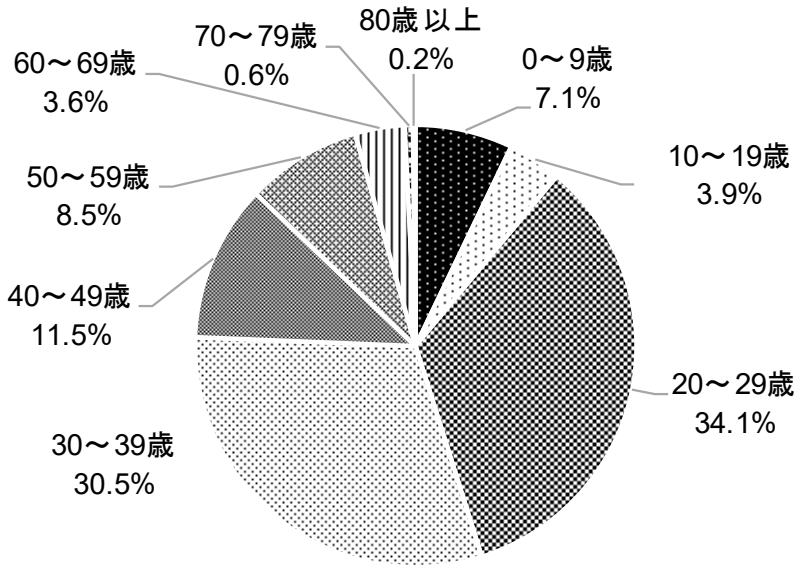

（資料：戸籍住民課）

一方、住民基本台帳人口（日本人）における２０～５０代の割合は全体の５９．５％（令和２年３月３１日現在）であることから、労働人口の占める割合は、外国籍市民の方が日本人よりもはるかに高い傾向にあることが分かります（**図６**参照）。これは、前述のとおり和光市が交通の便が良く働き盛りの世代にとって住みやすいまちであることと、全国的に技術・人文知識・国際業務が増加傾向であることが要因の一つであると思われます。

また、６０代以上の外国籍市民は極端に少ない（全体の４．４％）ことから、外国籍市民の多くが労働を主な目的として来て、５０代までに転出（出国を含む）するものと思われます（**図５**参照）。これに対し、住民基本台帳人口（日本人）では、６０代以上の市民（日本人）は全体の２２．４％にのぼります（**図６**参照）。

０～１９歳の外国籍市民数は、全体の１１．０％（令和２年３月３１日現在２９０人）です（**図５**参照）。医療費が市によって助成される乳幼児や、義務教育の就学年齢にある外国籍の子どもの割合は、外国籍市民１０人につき１人強です。日本人同様、外国籍市民も共働きの家庭や、子どもの保育を頼れる相手又は手段のない家庭が多いため、保育園や保育クラブの申請を行うことも少なくありません。

図6　和光市の住民基本台帳人口の年齢別割合
（令和2年3月31日現在）

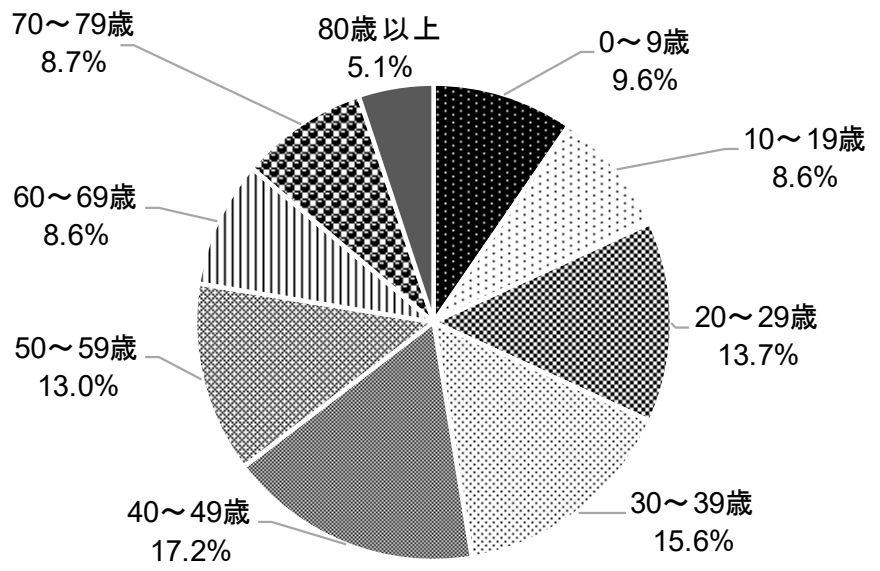

(3)　国際化の課題

ここまで、統計的なデータにより外国籍市民の特徴を見てきました。外国籍市民を取り巻く現状を整理すると、大きく次のように述べることができます。

- 日本語能力が十分ではない場合、生活に必要な知識や情報が得られない。また、各種の行政手続に困惑し、生活に不便を感じたり不安を抱えたりしている。周囲の人と意思疎通を図ることも難しい。
- 生活する上での制度を知らない・理解していない場合があり、必要なサービスを十分に受けられてない可能性が高い。
- 日常生活を送る上で困った場合に相談できる人が身近にいない場合が多い。また、地域になじめずに孤立する可能性が高い。
- 日本人と外国籍市民が、国籍や文化などの違いを認め合い、共に地域社会を支え合うという意識や体制が不十分である。
- 外国籍市民の特性が多岐にわたっており、一律の対応では難しくなってきている。

2　国際化の目標

前述の課題に適切に対応し、和光市の国際化を総合的かつ計画的に推進するため、本計画の目標を次のように定めます。

〔目標〕

外国籍市民も安心して暮らせる多文化共生社会の実現

和光市が目指すのは、国際理解教育・国際交流などを通じて全市民が多文化共生の意識を持って相互に理解し合い、生活上で抱える問題に対して市民同士で助け合い、共に地域の発展に寄与するという、安心・安全で活力ある地域社会です。

多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地域社会を支える主体として、それぞれの能力を十分に発揮しながら共に生きること。

この目標を達成するため、本計画の施策の基本方針を次のとおりとします。

〔施策の基本方針〕

1　外国人にも暮らしやすい環境づくり

2　国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

3　海外都市との多面的な国際交流の推進